

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

千葉地家裁管内の裁判所において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等に関し、4月8日付けのお知らせをしたところですが、現在の諸状況を踏まえ、5月7日から同月15日までの間に実施される予定であった期日についても、原則として、同様に取り扱われることとなります。